

平成26年 第1回定例会 3月6日

発言のお許しをいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

初めに、「県政運営の基本方針」の三本柱の一つである「新たな成長・雇用戦略の展開」のうち、「未来につながる農業づくり」について質問させていただきます。

平成二十六年度の農政部の重点的な取り組みとして、「強い農業づくり」「元気な農業」「攻めの農業の展開」ということが打ち出され、売れる農畜産物づくりや戦略的な流通販売ということが明確に打ち出されています。具体的な施策の新規事業として、「清流の国ぎふ・ブランド農畜水産物ナンバーワンプロジェクト」に九千五百九十万円の予算計上を初め、継続事業においても大幅に予算が増額されている「清流の恵み輸出拡大プロジェクト」や六次産業化による新たな農業ビジネスの創出として「農業の成長産業化プロジェクト」など、積極的な取り組みが行われようとしていることが感じ取れます。

県が成長戦略として掲げる「未来につながる農業づくり」を実現するためには、よい商品をつくり、市場を開拓し、もうかることが必要条件なのではないでしょうか。農業でもうかる仕組みができれば、担い手が自然にふえてきて、耕作放棄地の問題解決や魅力ある農村づくりにつながっていくと思います。失敗を恐れなくて挑戦し続けることで、未来につながる農業づくりを実現してほしいと思います。できない言いわけをするのではなく、できる方法を考えて見つけ出す、そういう姿勢で取り組む岐阜県行政であることを期待して、知事に二点お尋ねいたします。

一点目は、農政の重点的な取り組みとなっている強い農業づくりや攻めの農業展開で、農業の六次産業化など、農業ビジネス創出の可能性と課題についてどのように感じておられるのでしょうか。また、県行政として、どのように取り組んで行くべきとお考えでしょうか。

二点目は、攻めの農業を展開するために、岐阜県の農産物や畜産物、食料加工品などの輸出をさらに拡大すべきであると考えますが、今まで御自身が海外で農産物のトップセールスを行ってこられたことを踏まえて、今後の輸出促進策についてどのように考えておられるのでしょうか。

次に、農業の六次産業化や農商工連携の具体的な事例として、日本酒のブランド化と地場産業としての育成ということで質問をさせていただきます。

今回、日本酒の質問をさせていただくに当たっては、動機が三点ありました。一点目は、水とお米でつくられる日本酒は「清流の国ぎふ」のシンボル商品であるべきではないかと思ったことです。二点目は、昨年、京都のホテルでパーティーに参加した際に、「日本酒で乾杯条例」という条例があることを知り、実際に、お昼のパーティーであったにもかかわらず、日本酒によって乾杯されていることに直面をしたことです。そして三点目は、昨年十二月にユネスコの無形文化遺産に日本の「和食」が登録され、「和食」とともに「日本酒」の注目度も大変上がっているということです。外国での日本酒人気が向上しているのは数字を見ても明らかで、日本酒の輸出量は、二〇〇一年で〇・七キロリットルとほとんどなかったに等しい状況が、二〇一二年には一万四千百三十キロリットルと、岐阜県の生産量の四倍近くの量が輸出されるようになってきており、物すごい数字の伸びを示しています。

ここで、岐阜県内の酒造メーカーの現状を御紹介します。県内の日本酒製造量は、昭和四十八年の二万八千キロリットルから平成二十三年には三千六百五十八キロリットルまで減少し、ピークの一三・一%まで落ち込んでしまっています。酒蔵の軒数も、昭和四十八年の七十八社から平成二十三年には五十二社に減少していますが、軒数的には全国で六番目の多さだということです。

酒造組合の所在は、原料となる米の配給が税務署の管轄であった歴史的背景から、県内では岐阜、西濃、関、多治見、中津川、飛騨の六組合に分かれて運営されているそうです。全国的には、県内一つの組合に統合が進んでいるようですが、岐阜県においては製造量の約半分が飛騨の組合員による出荷であるということもあって、統合には課題があるようです。

また、今回の質問で、日本酒づくりの関係者の方々のお話を伺いながら感じたことは、代表的な地場産業であるにもかかわらず、意外に地方行政との連携や情報交換ができていないということでした。今回の質問は、販路拡大と技術的な支援という点で商工労働部長、観光資源の活用として観光交流担当局長、原材料となる酒造好適米と加工用米に関する点について農政部長に、それぞれ二点ずつ質問をしたいと思います。

初めに、販路拡大についてお尋ねします。

先ほど海外への輸出の増大の現状を紹介しましたが、販路拡大は輸出のみではなく、国内市場においての岐阜県のお酒の市場拡大も必要となります。規模が小さい酒蔵が多い岐阜県の酒造業界ですが、蔵の数は全国で六位ということで、たくさんの銘柄があります。県行政としては、岐阜県内の日本酒ブランドと清流の国づくりをマッチングすることによる「岐阜県の日本酒」を宣伝する取り組みをしてはどうでしょうか。

そして、さきに紹介した「日本酒で乾杯条例」が、都道府県では佐賀県で、市町では京都市を初め二十近くの自治体で条例制定されているように、地産地消を目指した取り組みも重要だと思います。研究開発という面では、既に県内の日本酒製造過程での技術的なバックアップが取り組まれていると伺いました。県産業技術センターでは、平成二十四年十一月に岐阜県オリジナルの清酒用新酵母「泡なしG酵母」という酵母を開発して、新酵母を使った清酒の味や香りについて高い評価を得るとともに、生産性が三〇%アップしたことは素晴らしい成果だと思います。「泡なしG酵母」の普及によって県内酒造場の合理化・省力化に貢献するとともに、岐阜の水・米・酵母のよさをアピールすることで、本県の地酒の高付加価値化、そしてブランド化に大きく寄与してもらうことを期待します。岐阜県で取れたお米と清流の国の水でつくられる岐阜県の日本酒を清流の国づくりの施策の戦略の一つにぜひとも加えてほしいと思います。

そこで、商工労働部長にお尋ねします。販路の拡大という点では、海外市場と国内市場で戦略を明確に分けて考える必要があると感じますので、二点に分けてお尋ねします。一点目は、これまで県内酒造メーカーの海外進出や販路拡大に向けての支援をどのように行ってきており、どのような成果があったのでしょうか。また、今までの成果と課題を踏まえて、海外の販路拡大に対してより一層取り組もうとしていることはどんなことでしょうか。二点目は、国内での岐阜県の日本酒の競争力の向上とブランド確立及び地産地消の拡大に向けての取り組みについてのお考えや施策について御答弁願います。

次に、日本酒の観光資源としての活用について、観光交流推進局長にお尋ねいたします。

幾つもの酒蔵でお話をお聞きする中で、観光資源としても大いなる可能性を感じました。海外からの富裕層の県内滞在型のツアーをある酒蔵が企画、催行した事例をここで紹介させていただきます。外国人観光客が、まず酒蔵で日本酒の仕込みの見学と体験をする。次に、東濃の製陶所を訪れて、自分自身でおちょこをつくる。そして、美濃を訪れて自分で紙すきをし、和紙のボトルラベルをつくる。温泉と郷土料理、そして岐阜の自然を飛騨で楽しむ。帰国された後日、でき上がったお酒を瓶詰めしてラベルを張り、おちょことともに世界に一つだけのお酒と器をお土産として送付して完結。岐阜の滞在型外国人ツアーを実現した素晴らしいツアー企画だと感じました。このほかにも、イベントをうまく活用しながら誘客につなげる方法も考えられると思います。

京都市では、錦市場で「錦で京都の日本酒祭り」というイベントを開催して大きな効果があったようです。飲酒運転の心配や泥酔による迷惑などの懸念があって、なかなか行政主導では難しさもありますが、まちづくり団体や柳ヶ瀬の商店街との連携で行うイベントは大きな可能性を秘めていると感じます。例えば、昨年台風で早々に中止になってしまった「農業フェスティバル」を、公共交通機関が整って天候の心配のない柳ヶ瀬アーケード街で開催することで、日本酒イベントをあわせて実施することは、県外の誘客にもつながると思います。花火大会やお祭りといった既存のイベントとコラボレーションをさせることで、誘客を推進したり、県産品の販売拡大につながるような具体策はたくさんあるのではないのでしょうか。

そこで、日本酒の観光資源としての活用について、観光交流推進局長に二点お尋ねいたします。一点目は、外国人観光客の誘客に酒蔵や日本酒は有効な観光資源であると考えますが、これまでにどのような取り組みを

してきたのでしょうか。あわせて、今後の新たな取り組みについてお尋ねします。二点目は、国内観光の資源として、県外からの誘客という点でどのように活用されているのでしょうか、観光交流推進局長、御答弁をお願いいたします。

次に、日本酒の材料となる酒造好適米や加工米について、農政部長にお尋ねをします。

日本酒の輸出の拡大によって、酒造好適米の不足や加工用米の価格上昇と安定確保についての懸念が出始めているようです。そうした現状で、酒造組合中央会が農林水産省に対して、「酒米に対する安定確保の要請」が行われたそうです。その対応として、国の主催で、東海ブロックという単位で「清酒原料米の安定供給に向けた情報交換会」が開催されたと伺いました。情報交換会においては、酒造用原料米の取引に係る取り組み事例の紹介や、農家に対しての加工用米の生産を喚起すること、「産地交付金」を地域の加工用米の生産の支援に活用することについての要望がなされたそうです。また、酒造好適米が需給調整対象となる主食用米の枠内のため、需要増に対して不足する懸念があることや、枠外生産した場合、「直接支払交付金」の助成がなくなるため、生産地域での「産地交付金」の活用を望む意見などが出されたと伺いました。

今議会で上程されている農政部の次年度予算では、水田農業の競争力強化の事業費として、水田をフル活用した産地づくりの推進ということで一億六千九百万円余が計上され、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、飼料米や麦・大豆などへの作付転換を支援することが上程されています。産地交付金は地域の实情に即して、加工用米、飼料用米などの戦略作物、備蓄米の生産の取り組みなどに使えて、都道府県あるいは地域農業再生協議会にその配分が委ねられているものであり、酒造組合や需要者である酒蔵からは、これを酒造用の米にも適用してほしいと要望されていました。

ここで、加工用米とは別に、酒造好適米とその品種改良の必要性についても取り上げさせていただきます。酒造好適米で最も有名なのは「山田錦」という兵庫県のブランド米です。大吟醸という高級な日本酒は、お米を七割以上削って酒がつけられることもあり、大粒で精米する際に割れにくいことがよい酒造好適米の条件となります。岐阜県には「ひだほまれ」というブランドがあり、酒造組合のオーダーによって県内で作付が行われているそうです。「ひだほまれ」は粒の大きさと割れにくさに課題が残っており、品種改良が必要だという御意見をお聞きしました。こうした要望や意見を踏まえて、二点農政部長にお尋ねいたします。

一点目は、酒造用米の安定供給と農家の生産意欲の向上のために、飼料米と同様に「産地交付金」を活用した支援を行うなど、戦略的に取り組むことをどう考えるか、お尋ねをいたします。二点目は、酒造好適米の品種改良など、どのような取り組みがなされているのでしょうか。県産の日本酒の需要が拡大した場合でも、安定的に酒造好適米を供給するために、どのような取り組みを行っていく必要あるとお考えでしょうか、農政部長、御答弁をお願いいたします。

次に、教育委員会の次年度重点施策のうち、二点について教育長にお伺いします。

今議会における我が県政自民クラブの質問においては、代表質問で知事や教育長、警察本部長に来年度の政策や施策のあり方について所見を大いに語っていただき、その答弁を踏まえて自民党県連政調会の各部会の代表者等が個別課題についてお尋ねすることにしております。こうしたことから、私はグローバル人材の育成に向けた取り組みと、いじめ対策について質問させていただきます。

一点目として、グローバル人材の育成についてお伺いします。

世界では、グローバル化や情報通信技術の進展により、人・モノ・金・情報が国境を越えて活発に行き交うなど、社会が大きく変化してきています。日本においても、企業による海外進出がふえ、また海外の企業の日本進出が活発化する中で、産業構造も大きく変化しつつあります。岐阜県においても、人・モノ・金・情報が国境を越えて相互に行き来する関係が深まってきています。このように、グローバル化が急速に進む中において、豊かな語学力を有し、高いコミュニケーション能力のある人材、異文化に対する深い理解と日本人としてのアイデンティティーを身につけた人材が求められています。

このようなグローバル人材を育成するためには、まず中学校・高等学校において、実践的コミュニケーションを図るのに十分な英語力を養成することが求められます。そして、さらに日本や外国の文化や伝統に対する理解を深めるとともに、主体的に社会に貢献しようとする意欲を高めて、幅広い教養と国際的素養を身につける教育を行うことが必要だと思います。国においても、グローバル人材の育成は重要な政策課題として位置づけられており、平成二十五年六月十四日に閣議決定された「第二期教育振興基本計画」では、英語を初めとする外国語教育の強化、高校生の留学生交流、国際交流の推進、高校のグローバル化に対応した取り組みへの支援などの必要性が示されました。

教育委員会から今議会で上程されている予算案を見ると、グローバル人材育成に関する新規の事業として、「スーパーグローバルハイスクールの推進」「グローバル人材育成に向けた授業等の改善」「教員の研修」「留学・姉妹校交流の促進」「専門高校での取り組み推進」といった五事業が掲げられており、一億二千百万円余の予算計上がなされています。これらの新規事業の概要を見ても、岐阜県教育委員会として多面的にグローバル人材育成に対して積極的な姿勢であることを感じます。

そこで、教育長にお尋ねいたします。第二次岐阜県教育ビジョンにおいても、平成二十六年度から三十年度までの五年間をグローバル人材育成に向けた教育の重点強化期間として位置づけていますが、グローバル人材の育成に向け、来年度、県教育委員会として具体的にどのような取り組みを進めていかれるのか、お伺いいたします。

二点目として、いじめ防止の対策についてお伺いをいたします。

いじめの問題については、昨年六月二十八日にいじめ防止対策推進法が議員立法により国会で可決成立し、九月二十八日に施行されました。いじめは、子供の安心した学習や生活を脅かすだけでなく、心や体の健全な成長に重大な影響を与えるものであります。深刻な状況に至った場合、子供の命や心身に重大な危険が生じる可能性もあり、絶対に許される行為ではないと思います。しかし、実際には、いじめはどの学校でも起こり得る状況であり、多くの子供が入れかわり被害や加害を体験するなど、どの子供にも起こり得るものであります。昨年十月に文部科学大臣によって決定された「いじめ防止等のための基本的な方針」には、「いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である」と述べられています。このように、学校での取り組みはもちろんのこと、社会総ぐるみでいじめの解消を図らなければならない大きな課題であります。

昨年のいじめ防止対策推進法によって、地方公共団体においては、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための「地方いじめ防止基本方針」や、「いじめ問題対策連絡協議会」の設置が可能となっています。また、学校においては、いじめの防止等のための「学校いじめ防止基本方針」や、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」などの設置を義務化しています。

そのような中、昨年十二月に発表された「平成二十四年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、本県における公立小・中学校、高等学校、特別支援学校の全体でいじめの認知件数は三千六百十二件となっています。これは、平成二十三年度と比較すると六百八十二件増加しており、深刻な状況が続いています。

このような状況にあって、学校においてはこれまで以上に未然防止や早期発見・早期対応に取り組むとともに、心のケアの専門家であるスクールカウンセラーなどによる教育相談体制を一層充実させる必要があります。また、学校のみならず、家庭や地域の協力を得ながら、子供にかかわるさまざまな関係機関とも連携を図り、社会全体でより一層解決に向けて取り組むことが大切であると考えます。

そこで、教育長にお尋ねします。「いじめ防止対策推進法」などの国の動きを踏まえ策定された岐阜県としてのいじめ防止基本方針はどういった内容でしょうか。そして、その対応方針を踏まえ、来年度は具体的にどのような取り組みを行っていくのでしょうか。教育長にお尋ねして、質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。